

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、翌日とする)

目次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定

健康保険法による保険医の登録

定期種畜検査の実施

土地改良事業の認可

◇ 公 告 二級技能検定の実施

土地収用法による裁決手続開始の決定

“ “ “ “ “ “

収用委員会の公開審理の開催

◇ 正 誤 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則中
訂正

告 示

鳥取県告示第二百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づ

き、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十四年四月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十四年 四月一日	後藤内科医院	米子市両三柳五区 四五二八の三放射線科	内科、小児科、 放射線科	後藤久雄

鳥取県告示第二百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十四年四月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十四年 四月十四日	前田小児科医院	鳥取市大工町頭 一三番地	小児科、内科	前田隆守

鳥取県告示第二百五十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令

第八十七号) 第九条の規定により告示する。

昭和四十四年四月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登 録 の 年 月 日
永岡国男	米子市皆生 一四八〇	鳥医 第一四一九号	昭和四十四年四月七日

昭和四十四年度定期種畜検査日程

検 査 期 日	検 査 場 所	家 畜 の 種 類
第一 次		
五月 十四日 午前九時三十分から	八頭郡船岡町船岡 船岡家畜市場	乳用牛、肉用牛、馬、豚、めん羊、 やぎ
五月 十五日 午前九時三十分から	鳥取市国安 鳥取県種畜場鳥取分場	
五月 十六日 午後一時三十分から	気高郡気高町浜村 浜村家畜検査場	
五月 十七日 午前九時三十分から	倉吉市八屋 倉吉家畜市場	
五月 十七日 午後一時から	東伯郡赤碕町出上 鳥取種畜牧場	
五月 十八日 午前九時三十分から	松谷 鳥取県種畜場	
五月 二十日 午前九時三十分から	西伯郡大山町所子 所子家畜検査場	
五月 二十一日 午前九時三十分から	米子市吉岡 西部家畜市場	
五月 二十二日 午後二時から		

鳥取県告示第二百六十号

家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号) 第二条第一項の規定に基づき、昭和四十四年度の定期種畜を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同規則同条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年四月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

<p>“ 十九日 午前九時から</p> <p>“ 午後一時から</p> <p>“ 二十日 午前九時から</p> <p>“ 午後一時から</p> <p>“ 二十一日 午前九時から</p> <p>“ 午後一時から</p>	<p>“ 二十二日 午前九時から</p> <p>“ 午後一時から</p> <p>“ 二十三日 午前九時から</p> <p>“ 午後一時から</p> <p>“ 二十四日 午前九時から</p> <p>“ 午後一時から</p>	<p>“ 両三柳 鳥取県中小家畜試験場</p> <p>“ 西伯郡西伯町法勝寺 法勝寺家畜検査場</p> <p>“ 岸本町岸本</p> <p>“ 岸本</p> <p>“ 日野郡溝口町溝口 溝口家畜市場</p> <p>“ 江府町江尾</p> <p>“ 根雨 日野町根雨</p> <p>“ 生山 日南町生山</p>
--	--	--

鳥取県告示第二百六十一号

倉吉市福守五百五十五番地前田清蔵ほか十五人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(福守地区農道整備)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年四月十一日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年四月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公 告

職業訓練法(昭和33年法律第133号)第25条の規定に基づき、昭和44年度の機械工、壮上工、板金工、建築大工、木型工及びいす張り工に係る2級の技能検定を次のとおり実施する。

昭和44年 4月22日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 実施する試験

学科試験

2 実施期日及び実施場所

職 種	実 施 期 日	実 施 場 所
機械工、板金工	昭和44年9月7日	鳥取市及び米子市
任上工、建築大工、木型工、いす張り工	昭和44年9月14日	鳥取市及び米子市

3 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 2級技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市東町1丁目 鳥取県商工労働部職業安定課

(3) 受付期間

昭和44年5月6日(火)から昭和44年5月19日(月)まで(郵送に

よる場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県商工労働部職業安定課で

交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「2級技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒(あて先を記入し、15円切手をはったもの)を同封すること。

イ 申請書又は3の(1)のイに掲げる書面を郵送する場合は、書留郵便

とし、封筒の表面に「2級技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

4 受検手数料及びその納付方法等

(1) 学科試験の手数料 500円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を申請書にはつて納付すること。この場合、消印をしないこと。
なお、学科試験の全部の免除を受けようとする場合は、手数料の納付を要しない。

(3) その他

受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は返還しない。

5 合格者の発表等

(1) 学科試験の合格通知

学科試験の合格者に対しては、昭和44年11月中旬に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の氏名を昭和44年11月中旬に鳥取県公報で公告するほか、合格者に合格証明書を交付する。

6 その他

2級の技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部職業安定課に問い合わせること。

起業者建設大臣の申請に係る一般国道9号改築工事に関し、土地収用法(昭26年法律第219号)第45条の2の規定に基づき、次のとおり裁決手続

の開始を決定したので、同法同条の規定により公告する。

昭和44年4月22日

鳥取県収用委員会会長 若 木 禮

- 1 起業者の名称
建設大臣
- 2 事業の種類
一般国道9号改築工事
- 3 土地の所在、地番、地目、地積等

所 在 地	地 番	地 目	土地登記簿 上の地積	実測地積	裁決手続の 開始を決定 する土地の 面積
鳥取県米子市 東倉吉町	135-2	宅地	平方メートル 119.00	平方メートル 144.49	平方メートル 144.49

- 4 土地所有者の氏名及び住所
鳥取県米子市尾高町66番地
坂口合名会社

起業者建設大臣の申請に係る一般国道9号改築工事に関し、土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定に基づき、次のとおり裁決手続の開始を決定したので、同法同条の規定により公告する。

昭和44年4月22日

鳥取県収用委員会会長 若 木 禮

- 1 起業者の名称
建設大臣
- 2 事業の種類
一般国道9号改築工事
- 3 土地の所在、地番、地目、地積等

所 在 地	地 番	地 目	土地登記簿 上の地積	実測地積	裁決手続の 開始を決定 する土地の 面積
鳥取県米子市 東倉吉町	136-2	宅地	平方メートル 72.72	平方メートル 73.20	平方メートル 73.20

- 4 土地所有者の氏名及び住所
鳥取県米子市紺屋町61番地
能 登 隆 夫
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(1) 鳥取県鳥取市本町3丁目102番地
鳥取県信用保証協会
抵 当 権
根 抵 当 権

- (2) 大阪府大阪市北区芝町54番地
大阪八州いすゞモーター株式会社
根 抵 当 権
- (3) 大阪府大阪市生野区猪飼野中2丁目49番地

- 井 上 正 雄
根 抵 当 権
- (4) 鳥取県米子市尾高町47番地
永瀬石油株式会社
根 抵 当 権
- (5) 鳥取県西伯郡淀江町淀江28番地
浅 田 利 藏
抵 当 権
- (6) 鳥取県米子市角盤町1丁目41番地
長 谷 光 四 郎
根 抵 当 権
- (7) 鳥取県米子市東福原581番地1
吳 世 鐘
根 抵 当 権
- (8) 鳥取県米子市角盤町4丁目60番地
笠 井 寿
抵 当 権
- (9) 鳥取県鳥取市卯垣187番地
森 田 豊
抵 当 権
- (10) 鳥取県米子市立町4丁目237番地
大 谷 孝 市
抵 当 権

起業者建設大臣の申請に係る一般国道9号改築工事に関し、土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定に基づき、次のとおり裁決手続の開始を決定したので、同法同条の規定により公告する。

昭和44年 4月22日

鳥取県収用委員会会長 若 木 禮

- 1 起業者の名称
建設大臣
- 2 事業の種類
一般国道9号改築工事
- 3 土地の所在、地番、地目、地積等

所 在 地 番 地 目	土地登記 簿上の地 積	実測地積	裁決手続 の開始を 決定する 土地の地 積	裁決手続 の開始を 決定する 土地の区 域
鳥取県米子市 東倉吉町 134-2宅地	平方メートル 231.60	平方メートル 203.91	平方メートル 80.77	134-2の 一部

- 4 土地所有者の氏名及び住所
鳥取県米子市四日市町125番地の1
末 好 敬
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
鳥取県鳥取市上町24番地

金 田 文 夫
賃 借 権

起業者建設大臣の申請に係る一般国道9号(米子市内道路)改築工事に
関する収用裁決及び明渡裁決事案について、収用委員会の公開審理を次の
とおり開催する。

昭和44年4月22日

鳥取県収用委員会会長 若 木 禮

1 日時 昭和44年4月26日 13時から

2 場所 米子市靴町

鳥取県西部総合事務所 第1会議室

正 誤

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則(昭和四十四年四
月鳥取県規則第二十四号)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

- | | | | | |
|---|---|--------|----------|----------|
| 頁 | 段 | 行 | 誤 | 正 |
| 一 | 下 | 終わりから五 | 請負対象設計金額 | 請負対象設計金額 |
| 〃 | 〃 | 終わりから三 | 契約約款 | 契約約款 |
| 四 | 上 | 三 | 法第一七条 | 法第十七条 |